

鷲見拙夫が交情を忘れてかゝる虚言を紙上に載せ候へば人倫に非ず、弓矢神にも放れたる者に候故、此上は聊も惜むに足らず候、去りながら拙夫が所存は猶鷲見が證文を事實に仕りたく候へども、然れば拙夫君を誣名を售たるになり候、一身は鷲見が爲にも捨候はん、されども拙夫が父祖の姓名を汚し子孫に無義を遺し候事黙止がたく候、とても鷲見は廢り果たる者に候、今は勢に迫りて申明ひるより外はなく候、舊識の交は始終變せざるを善と申すに、乍仇となる事甚恥入候、さらば鷲見を此に召寄られ候へ、對面の上にて閉口させんと申す、鷲見かくと聞て夜の間に江戸を逐電して行方を知らず、能州彌千本をよき武士なりと謂て、加祿五十石を興て鐵炮頭になされたり。

宮脇久右衛門手柄の事

松平相模守光仲の従士宮脇久右衛門故ありて因州を出奔し、妙心寺に往て圓頂黒衣の姿となる、斯て一年ばかり過て天神の縁日老たる禪門一人誘引して北野に參詣す、歸路に町同心八人に遭へり、禪門あどの茶店にて酒を飲大に酔て同心に行當れば同心大に之を罵る、宮脇是醉者に候面色にても足もどにても御覽候へ、殊に老たる禪門の事なり旁御免われと云ふ、同心聽入れずしてかの禪門をたゞけと云ふ、理を分て手をさげ候士は縦ひ貴人なりとも御免あるべし、然る

にたゞけとは餘りなる事に候と云ふ、同心出家とは云すなされば二人共に撲仆せとて八人の者取巻ければ、宮脇今こそ坊主なれ近比まで武士なりしぞ、恥辱を受てかんにんはせまじとて禪門のつきたる杖を取れば、同心刀を抜てまつ、立向者に飛かへり兩腕をかけて持ちたる刀を打落し、即其刀を奪て立どころに斬殺す、殘る七人抜つれかゝる處を、又一人斬殺し、四人に手を負せて追散す、近邊の者出わひ押し止れば、宮脇それまでもなし、人を殺て逃る可きにあらず、腹をさらんといへども定法にて候間奉行所に申す可しとて宮脇を引包て板倉周防守重宗の宅に至て右の趣を達す、防州對面ありて子細を問はれければ、宮脇武士の習洗を忘れずして斯仕たるに候、首尾は此者どもに問はせられ候へとて其後は物も言ざりけり、防州委細に聞届け是皆同心の狼藉なりとて宮脇を助け置き、相州に使者を以て歸參せさせらるべし、然らざれば詞を添て他家に出し候はんと云ひ遣しければ、相州使者を上せて一禮を述べ、宮脇を召かへして本知四百石を興へられぬ。

秋田某君命に依て科人を討つ事

或大名罪科人ありけるを作事場にて誅戮す可きよし秋田某に云付けらる、既に其日に成ければ主君も出て見物なり、諸人此事を知らず供にて左右に並居たる時、秋田詞もかけずかの罪科人

を抜打に一刀にて斬伏たり、供の士の中に柳田某御前の狼藉者と云て秋田を斬る、少傷たる處を主君の側より是は御意なりとぞ止ける、其後秋田怒て柳田が所に使を遣し、御意を以て放討をする處に御邊狼りに我を斬たりしは不屈千萬也、此旨御耳に達して刑に行へし、御邊に告すして言上せば讒者に似たり、かねて覺悟をせられよと云ふ、柳田御邊を斬たりし事少も狼なるにわらず、是武士の作法也、御意の放討は詞をかけて誅する者なり、然るに御邊詞をかけざるは事に臨て道を忘れたるなるべし、御耳に達して我を刑せんとは大に無分別にて却て自辱を招くならんと返答す、秋田又使を遣し御邊武士の作法をしられずや、御前の放討は詞をかける事古實なり、其故は其者主君を志す事あり、此禦のためなり、御邊鍛錬せられずと見へたりと云ふ、柳田珍さ故實更に心得られず、御前の放討も詞なきは遺恨狼籍喧嘩狂亂此四つの者の中を免れし、刀を奪取か之を斬るか二つの間ならん、只見て居べからずとて傍輩の和解をも互に聽入れず、うち果すべきに極りけるを組頭ども言上しければ、雙方の申分を聞届けるに皆我爲なれば同是忠義なり、同忠義なれば其歸著する處異論あるべからず、自今以後俱に憤りをやめ和睦すべし、其中使は我也、如し我言に違は、忠義なきならん、忠義なきに於ては我儘と思ふべしとて中直りをせさせ、兩人ともに加増を興へられたると云へり。

熊澤德容盗人を斬る事

熊澤勝右衛門正英は寺澤志州いまだ微なりし時よりの姉婿也、生國は尾張の瀬部なりしが後志州唐津に招て接待最篤し、剃髮し德容と號す、嫡子三郎右衛門は祿二千石を受けて長臣となる、ある夜盗人あり、そこよこよと躁ぐ所に德容宅地の隅に喬木の屏の上に枝をたれたる處あり、盗あらば此を便りに踰ゆべしと日來見置たれば、直に其屏の陰に走り行て之を待つ、思ふに違はず盗其屏に登りて逃げんとするを、手もなく斬とめたり、志州之を聞て壯者却て七十有餘の德容にころされたるは少も怯には非ず、只常の心掛によれりと戒られぬ。

大山伯耆手柄の事

石田治部少輔三成の將島左近が家士罪科あり、下河原平太夫に左近が眼前にて放討を云付ける、下河原は勇者なりしが、何とかして切損じて彼者手を負ながら走り出るを、大山伯耆其時はいまだ弱冠に及びざりしが、次の間に居合せ細留て刺殺す、是ほどの事を我等に内意を知らせられざるは遺恨なりと云ひすて、門外に出づ、かの罪科人の父と弟と遠所にあり定て仕手向ふべし、其首尾にも合んと思ひ彼地に赴けるが、本道は仕手に遮らるべし、彼等如し之を知て逃走らば

定て脇道ならんと慮て急ぎけるに、按の如く仕手いまだ向はざる以前に此事を泄聞て、父子二人僕をも具せず父は馬上子は歩立にて脇道より逃る、所に大山行遣たり、大山それぞ見て先父をや切らん子を斬ん、其父を斬ば子棄て逃んか、其子を斬ば父必ず逃れじ、又馬上の父を斬ば歩立の子早く取合さん、歩立の子を斬らば馬上の父をり立に隙あらんと分別して、其そばを過さまに抜打に其子を斬斃す、父馬より飛でおる、所を走り寄て父をもまた立所に斬殺す、薄手の一ヶ所をも負はず、父子三人をむまくと撃得たる事類鮮き手柄なり、下河原は己に云付られたる者を仕損じたれども、人あながちに毀らざるは年來度々の武功あるに由てなり、大山は後三成の直參と成て島に劣らぬ勇將なり。

秀吉石田三成を召さるゝ事

石田三成はある寺の童子也、秀吉一日放鷹に出で喉乾く、其寺に至りて誰かある、茶を點じて來れと所望あり、石田大なる茶碗に七八分にぬるくたて、持まるる、秀吉之を飲み舌を鳴し氣味よし今一服とあれば、又たて、之を捧ぐ、前よりは少し熱くして茶碗半にたらず、秀吉之を飲み又試に今一服とある時、石田此度は小茶碗に少許なる程熱くたて、出る、秀吉之を飲み其氣の働を感じ、住持にこひ近侍に之を使ふに才あり、次第に取立て奉行職を授られぬと云へり。

薩摩の野郎律義の事

薩摩の大守光久の家臣新納刑部、備前の大守光政の家臣芳賀内藏允、同日に江戸を立て國に歸る、天龍の渡りに至て芳賀の馬先づ舟にのる、新納がつれたる野郎百人ばかり跡より乗んとす、芳賀が馬取是は踏馬に候と二度までことわりければ、後なる者に推立られて前なる者馬に踏れ頭碎て立所に死す、馬取おとろさければ野郎ども驚れ候な、已に二度まで御断りの上は我等が誤なりとて川向に著たり、百人許の者芳賀が駕を逃て中に年比五十はせ、見へたるが一人手を束ね前に出で御駕の内に申す可き事候と云ふ、芳賀駕より出て何事ぞと問ふ、此者只今渡舟にて斯々の事御座候、是皆我等が誤にて候へば是を是非を非と仕るに由て申分は少も御座無候、さりながら我等の自分に此事を新納に申聞せたるにては證據なく候故、踏殺れて臆病を構へ無事に致したるも知れ申さず候、さ候ては薩摩の習ひ我等一人も住て故郷に歸る事ならず候、此事の實を正し候までは近比御難儀千萬ながら此所に逗留あられよと云ふ、芳賀尤の事に候具に聞届候へども我此所に逗留益なく候歟、今夜濱松に至て新納殿に對面し各の旨趣を申談す可く候、其間扈從の士二人此所に殘し置き候べしといへば、野郎等皆之れに同す、芳賀濱松に著て即新納が旅亭に往て右の事を述べれば、新納家風の事申たるに候、別條なきよし是よ

り申遣すべしとて、芳賀歸る時新納立關まで送り出、殘し置れたる人をせめて馳走いたせばよ
 く候と云て内に入る、扈從歸て芳賀其首尾いかにと問ふ、野郎ども油田の庄屋の家をかりて
 呼入れ、我等の誤ゆゑ御苦勞を掛け候とて茶菓は申すに及ばず饌を出し酒を侑め種々にもてな
 し候、新納使を以て御ことはりの儀申こされて、罷歸候時は門外まで送り感敷に一禮をなし律
 義なる仕形に候とを語りける、其律義より出たる勇氣ゆゑ薩摩の野郎とて人に恐らるゝも虚名
 に非ず。又家光公御上洛の時薩摩の野郎水を荷ひて過る處に、よその歩士一人早使に行て息
 されければ、其水少したびなんやと云ふ、下僕は飲れよとて柄杓に汲て與へけるに、半ばかり
 之を飲て其餘りを柄杓ながら荷桶の中へ投入て禮をも言はず走り行く、下僕怒て荷桶の棒を提
 禮をも知る士哉是は吾主人の茶の水也、飲たる餘りを寫し入て水を穢すと云ふ事やある、や
 るまじとて追かくる、歩士立止り先を急ぐにまされ誤て候御免あれと云ふ、御免との詞を聞上
 にとかくを申さば僻事ならん、申分は候はずとて歩士は行過たり、下僕主人に彼等が飲さしを
 まゐらすべきやうなし、無禮者ゆゑ用なき骨を折るよと云ひて其水を皆溝中に覆棄て、其より
 遙に十四五町上て新に汲て飯れり、凡て薩摩者の風此の如し。

近代正説 碎玉話 武將感狀記卷之八終

近代正説 碎玉話 武將感狀記卷之九

稻垣掃部出奔の事

稻垣掃部は本多美濃守忠政の士也、濃州に怨みありて白晝に姫路を出奔し船に乗て下る、狂歌
 を書て其座敷の床の中正に張付たり、
 破笠頸にかけてはこじくとも天下にてみのは頼じ濃州大に怒りて之を追はしむ、追手の土坂越
 にて稻垣が舟を見て詞をかくれば、稻垣間近く引受け半弓を以て射て二士を殺し遁て赤穂の商
 家に入る、濃州の士十人許其家を圍めども敢入らずして時を移す、松平右近太夫輝興の城下なれ
 ば其家士木梨清右衛門澤市郎右衛門此體を見て戸を推破りて直に入る、木梨は澤に先だちたり、
 稻垣引設たる半弓を以て之を射る、木梨がたゞ中に中て置る二の矢をつがふて又澤を射る、澤
 が左の腕より片腹をかけて貫たり、澤射られながらたゞみかけて稻垣を斬殺しぬ、木梨は當座
 に絶入して又蘇る、遂に創を病で死せり。

間野甚右衛門狼藉者を教訓する事

秀吉の時大坂に於て一夫白晝に人を斬て、富家の女子の八歳なるが乳母に抱れて門に遊びけるを奪取て人質とし、ある家に走り入る、其家の男女老稚本より商賈の事なれば悞て皆逃出る、彼者即戸を閉て女子を膝の下にしき、亂入る者あらばまづ刺殺ん形勢なり、此女子大に叫びけるが後にはこゑもかれて息の下にて幽に泣く、家の外を七重八重に取まきけれども女子の害せられん事を恐れていかいせんと云ふ處に、町與方間野甚右衛門と云者來りて其首尾を尋聞き我に任せよ、するやうありとて戸の際より内に申す事候、それより聞かれ候へ、今此戸をほそめに明て面談仕らん、身の入程は開べからず、此よりそれまでは十間ばかり候縦戸を推破て入り候ども其間には其子を殺して我に向れ候に何やうにも取合せられん、さらに貴殿を欺に非ずさはがれ候など、先心をしづめさせて戸を開く事五寸ばかり、此時彼者内に入る、事無用なりとて目に角を立て片膝つく、間野始より申す如くに候と云て平座し、刀をも下に置き戸の間より其面を見せて、我は間野甚右衛門と申す者なり、只今御斬候は日比の宿意か當座の喧嘩かと問ければ、日比の宿意なりと答ふ、手前忙くばしかと切れ味をも御覽あるまじ、さてよくされたる刀に候、左の肩先より右の片腹まで背骨少しかかりたるばかりに候、一刀にて死ぬと見へぬ動擾の中にとゞめをも刺て解りたるじやう感入たると云ひて、後貴殿勇は餘りあれども智は足らざるかと覺へ候と云ふ、彼者其子細は何ぞ、間野日比の宿意なりと承れば常々心がけ、今日

途中にて幸に行達れ名乗かけてきたるに候べし、其時白晝人多き街なれば一念も之を斬て後逃んとは思はるべからず、命を棄られての事ならんいか、さてはなく候やと問ければ、御察の通に候と答ふ、間野然らば心と事と違て候歟、今其女子を人質にとられたるは暫くの命おしまると知らざる者は存べし、此家の四面十重廿重に圍て候へば、天をかけり地をくいる術なくば逃れ出べからず、今日が明日になりても終に自害せらるゝか人と斬死せらるゝか二つの中なるべし、其女子縦宿意ある者の子なりとも更に罪なければ之を赦すに如かず況や商家の女子今日の事に與らず、故なくして刃に割れん事よそに聞かれなば貴殿も傷しく思はれざらんや、是を殺すは寔に猫の子を殺すが如し何の氣勢かあらん、とても逃ぬ道に女子を人質にせらるゝ、事人を斬たる譽も空くなりて、却て毀に遭れんは死期迄武士の無念なるべき事に候、推量するに貴殿も黒く一命を惜まるゝにはあらず、人を斬たる者ありとて棒を持って前後より取こめ候故に、子細を云ふには隙もなし、棒に當ては恥辱也と思はれ、まづ其難を避て後尋常に腹切て名を失はじとの謀なるべし、然れども是非なく取巻てさはぎける間町人どもにはかくともいはれず、時刻移りて貴殿の存念達せざると存候、さには非ずやと問ければ、尤能く察られたりと答ふ、間野然らば其女子を赦され候へ、萬一人を斬たらすは斯く申す我等をさらられよ、我等貴殿に遺恨なし貴殿我等に遺恨あらむ、然りと雖も刃を合んとらば否とも申されず、不肖なが

ら御相手となるべし、能々分別あれかしと云ふに、彼者理にをれ心もどけ、さてもいはれたる者かな希代の辯者たるべしと再三はめて、女子を引おこし髪かさ撫てよしなき事に汝が父母まで憂を懷せたりとて放ちやりて、さらば截腹いたさん介錯を頼入候、近くよられ候へと云て抜きたる刀を撞立つれば、間野おはれ勇士やいさぎよしと云ひ、戸を開入りて介錯せり、間野が詞理明にして義正く而もよく人情を盡せり、いかなる者も感服するに足りぬべし。

白井十太夫村山越中を討つ事

村山越中は元歩士なり、備前宰相忠雄の家にて男らしき事どもありて祿千石まで取上たり、されども、本性徒士を忘れず、陽氣にして分別なし、責馬の場にて人と口論をし出し、相手を斬て立退き加賀に奉公す、常に大口者にて人を目の下に見なし、蹈しめたる勇はなき者也、村山が舊友白井十太夫は長六尺に餘り力十人を合せたり、加州の士來會の時白井が事を語り出て口々に之を譽む、村山妬くや思ひけん大に白井を誹謗す、白井傳聞て惡き者かなと憤りける、折ふし村山加賀中納言利常の供して伏見に來る、白井も此に上り合せ喜んで書を以て詰問ふに、村山さあらぬ返答なり、元より巷説にて實證なき事なれば聞誤なるべしと思ひ、逗留の中も互に音問を通ず、村山加州の土物奉書紙練絹などを白井に送り、白井も亦練魚海母伊部の陶兒鳥

酒の類を以て之を報ふ、是に於て村山傍輩の中にて其書を示し、白井遺恨がましき事を云をこせしに由て手強なる返答をしたる故に今は却て此の如しとて又惡口す、かゝる人品なれば又加州を浪人して日來、備前松山の城主池田備中守長吉の所に入出入す、ある時松山よりの歸路に備前の地を過て上方に赴くを白井聞つけ、途中中井の山際に出迎使を以て打果さんため此まで來たりと云ひ遣しけるに、村山乗物の内に在ながら返事をもせず、さらぬ體にもてなし、若黨を以て是は病人なり、御見ちがへかど云はせければ、白井さは偽せず、村山が臆したる者よとて間近く歩み寄り乗物昇の頭を棒にあて、拳を揚て撲たれば目眩て仆れたり、村山刀を取て出んとすれども乗物地に擲けるに由て戸開かず、左の方より半過出たる所を手もなく斬殺す、白井は其比普請奉行たる故に近所の徭役方々より走り集りけるを白井が驅促したるやうに云しは其本を規さるの誤なり、あき乗物になりたるを多の徭役等蹈ちらし所々破れて道に捨てあるを見て乗物めめにたゝき殺したると云るも非也、村山が妻は名を花と云て本は源君の侍女なり、秀忠公御上洛の時二條城に訴狀を捧て臺命を以て亡夫の仇を殺ん事を願ふ、秀忠公子はなきかと御尋あり、之れ有り候へども未だ東西をも辨へず候へば十年の間は用に立候はずと申上れば、重て仰出さる可しとて其後御沙汰はなかりき、秀忠公此事を忠雄に仰せらる、是より白井身を終るまで戒心あり。

野田右衛門九郎若黨を手討にする事

松平宮内少輔忠雄の家士野田右衛門九郎が若黨二人罪あり、野田常々わら者にて殺を嗜ひ、此時二人ながら斬んと思ひ、一人を使にやり其後一人を呼て手打にしたるに、大袈裟に斬放ち刀を掲げ切れ味を見るに、使に遣たる若黨身に覺れば出たる體にて戸の陰に匿れ居たり、野田之を知らず、かの若黨太刀音を聞て走出で、思ひもよらぬ後より胴斬に斬殖す、人を斬ては其場をしさり四方に目を配り心を付る習なるを、野田思ひ侮て手もなくさられぬ、扱かの若黨門外に走出づれども折ふし家人も居合せず、此時福田内膳は大手の屋敷より荒神町の長谷川夫兵衛が所に責馬に行けるが、一人南より走り来る、追々其者人を殺して逃候とめられ候へと聲々に呼る、福田馬より飛下り鎗を以て之を刺す、賊の袖下を刺貫て身に中らず、手を以て刺さずして身を以て刺すと云ふは鎗合の故實なるを知ざりけるにや、競かゝりて之を刺す、其あまる勢にうづふしに仆れぬ、賊福田をおがみ打に斬付ける、福田肩に傷たれども事ともせず、起わがり鎗を棄て引組たるを、福田が者ども之を助けて終に賊を斬とめぬ、あれば士たる者勇のみを待て其道に鍊されば不慮の後を取るものなり。

淀舟に於て喧嘩の事

島津家の士其姓名を識らず、正保年中の事なるに伏見より川船に乗て大坂に下んとす、中の間を借さり舳艫は諸國の者の乗合なり、日既に暮ければ棹郎纜を解とぎ、長高く骨逞き男の其日雨天泥足になりて船を呼て走り来る、棹郎舟さし留て早くのれと云ふ、此男舟中を見廻し、藁鞋をはきながら中の間に飛のるを、棹郎そこは御士の借さりに候、乗合の方にのれよといへば、此男棹郎をはたと睨み髯を撫鬚を振ひ、三尺餘の刀を反かけ旅人の乗る船に借さりと云ふ事やある、只廣き所に乗るべし何御士とて大に之を罵る、棹郎我儕は賃を取て中間を借し候故今夜は我儕の中間にあらす、一應は其理を申たるまでなり、所詮たゞ御士と相對われと云て退きぬ、此男仁王立に立て御士とは世間狭し、別の事なき人までよとて相手はしげに匂けれども一言の返答する者なし、島津士は胴木に靠て此男の方をも見やらす睡れる體にて居たりける、棹郎始は鬭争こそ出来んと思ひ魂を消したりしが無事なれば舟を出す、此男藁鞋を脱ぎ泥足を濯ひ毛氈の上に箕居し、御士睡を覺されよ餘り疲れたる者かなと膝をつき動かせどもさらに取合す、そこなる菓子を食煙草を吮御士の心入れに遣候、木像の如くなるこそ一の不足なれと云ひ、侮て脚を伸版を持せ種々の法外をなす、舟中の者島津士を扱も臆病人なりと目ひき指さし

てど見居たりける淀を過ぎ牧方に近く成りたれば此男長途の草臥に氣もゆるひて睡入りしとき鳥津士徐に立わがり傍をあらゝかに踏ならし、この存外者ははどの事を仕かけられさまで堪忍する者が斬て棄るど起よと云ふ、聲に驚く所を物きればさしたり頭を割て斬殺す、是に以て舟を中流にさし留させ、棹郎を呼で喧嘩にて人を殺したる時相手を是非押留る舟の法ありやと問ふ、棹郎いや存せすと答ふ、又乗合の中に向て若各知られたる者にてや候、よも構はれじとは存すれども申され分もあらば承る可しと云ふ、何の構か候べき手柄なる遊しやう氣味よき事に候と、口々に之を譽る、其時死骸を河水に投入れ舟に付たる血を洗はせ、思ふ子細あり此より陸を行く可しとて、若黨の耳に屬て何やらんさ、やさければ若黨舟を著させて岸に飛おり、半時許ありて走り歸り能候と云ふ、荷物をわけ僕二三人をして是をかつがせ右の若黨を添てやる、舟には鎗持一人を残し置き、僕が一二里も行つらんと思ふ時、今夜は不慮の事にて各にも難儀をかけ候へども、我ど巧たる事ならねば力に及ばず宥免ありて給るべしとて、徐に舟よりおり鎗の覆を以て舟をさし出す、折しも暗夜にて小雨ふれば其の行方を見ず先若黨に云ふくめて民家より馬をかりよせ荷をつけてさきにやり、何の處にて待と相圖を定め跡をけして、萬一付慕ふ者あらん用心をしたると覺たり。其後年經て山中半三郎と云ふ松浦士、伏見の川舟に乗たる夜、棹郎山中に先年此舟にてかやうの事候、筑紫方の御衆は總て始柔かに後強く候と

ぞ語りける已むを得ずして如し闘争に及ば、怒を罷て義を料り悪言を出す事を早まらずば縦打果すとも譽を失はじ、死は人間の重事なり道なくて切に之を輕るは狂夫と謂つべし、寔に犬猫の噛合に似たる者多し、克て勇とすべからず。

田中八郎兵衛從僕を斬る事

細川越中守綱利の公儀使田中八郎兵衛か出納の役人、田中が親類の金銀を預て人に貸て息をとる若黨從僕皆一味し出納の役人を殺して其の金銀を取んとす、或夜臥所に入て之を刺すに死するに及で聲を發す、田中其聲に驚き起合せけるに由て金銀を取に隙なし、彼が臥所の障子を明置人の外より入て殺したる體にしなしたり、田中穿鑿して既に顯れぬべく成りければ、若黨從僕鬨を取て其中に者黨一人從僕一人かけおちす、此二人が所爲と思はせて残り居る者恙なからん爲なり、二人には殘居る者皆路錢を與ふ、田中は二人が行さきを探搜すれども尋おはずと云ふ處に、田中が友芝口にてかけ落したる僕にあへり、それをど見知て詞をかくるに逃んとするを追つめければ、僕迫りて脇差を抜て立向ひけるを挾て斬殺す、さるに由て残り居る者ども芝口にて斬殺されたる僕が始の企を白狀したるとうたがへり、田中は之を知らず三年勤て後番に代て歸國の暇を賜り己に江戸を發足す田中が家人白狀の疑ひ猶止まずして歸國の後悉く縛首

を斬ん事を惶る、たゞ田中が内心には斷罪に極めながら外顔のみまら黙止と思へり、茲に由て田中が家人云ひ合せとても死を通ぬ身なれば、ひまゝとだまし入られて云かひなく土壇にのり礫木にのぼらんよりは、深夜に田中を殺し金銀を取て道より出奔せんとす、其の中に小扨従より使立てたる若黨ありて此事思ひとまれと諫れども斬棄にせん氣色なれば、詞を翻て我も兼て斯々の怨われども主人なれば憤りを抑へ居たり、一旦は試に諫めたるのみぞさらば決定せよとて同心す、田中が前に出てさゝやかは皆心を付ん事を恐れて厠にて密に書付して人の見ぬ隙に之を捧ぐ、田中之を讀みて彌氣をしづめて知ざる體にもてなし、かの若黨には汝が忠義謝するに詞なし、今夜と云ん取又告よとて袋井に至る、荒井を渡ては障あるべし、今夜殺さんと約を定む、彼若黨之を告ぐ、田中袋井の本陣に往て亭主にわひ、人を退けて我家人大罪ありて今日一々之を斬る、明日をまたれぬ子細あり、まして無事に國までつれ下る事などは思ひもよらず、なる程は堪忍し來りたれども勢已に通り、家人ながら八人なれば手もなく皆斬んとは言がたし、もし吾死する事あらば之を江戸の屋敷に早速相達せられよとて一封の書を渡し、かく言はば救ひを受んと志にあらす、救を受たりと云はれては尸の上の恥辱なり、如し救んとならば八幡の照覽する所貴所を相手ぞと固く止れば、本陣の亭主笑止には存れども力に及ぬ事に候仰の趣は一々心得ぬ此上は御手柄を賀し申さんと云ふ、田中出で旅宿に歸んとする時、田中

が友永田金右衛門肥後より江戸に赴く門前にて行逢ふ、永田馬より下て互に先平安を語る、又ともに本陣に歸り入て右の次第を告たりける、二士段々具に相談し永田が計にて大名宿の奥深きをからせ、永田今より三年を過さずば歸國すべからず、再會期しがたき世の習なれば田中を響應すと披露せり、酒の出る時に臨て田中が家人一人づゝ呼寄せ、久しく江戸にて勤勞したる者どもなれば盃をさゝんと云ふ、二士は奥の間に並び居て田中が家人を柵の内に呼入れ、盃を戴所を始より永田が若黨によく令して叫たらば即坐に斬ぞと云ひて押伏せ、口に物を込めて聲をといめて之を縛り、是より前に亭主を近付け爾々の事あり少しも驚かざれ下々の男女まで寂として音をもせざれと固く制して部屋々々に入りて戸をさゝせ置たれば隣家にも之を知らず縛たる者はうらに引出し、藪陰の木に結付て四人まで次第にしはり得たり、是に於て田中我旅宿に残る四人あり、皆此にて搦んは我ため勇なきに似たり、是よりは我獨に任られよ、勿論力を添らるゝに及ずといへば、永田尤と同す、田中歸れば永田見物せんとて跡より行く、田中坐中を見れば一人見へず、之を待て弛緩する處にあらねば二人を刀のひね打に撲仆し、動かば斬殺ぞと聲をかくる、一人は告知せたる若黨取て伏せければ、下知して三人ながら之を縛る、永田危くは助んと思ひたれども、手もなき仕形なれば氣味よき事かなど之を譽び、見へざる一人を問へば舞坂に行きたりと云ふ、是は今夜田中を殺して皆上らん時渡海の遅々せざらん爲なり、

田中永田に向て一人をのがすも残念なりとて早乘に乗て舞坂にかけ付たれば黄昏に及べり、宿はづれより立潜に家々を見巡らせばかの一人、爐邊に夷して茶を飲む體なり、即飛あがり起んとする處をふみ付搦めたり、袋井に立歸て厚板にて四角に箱をさへせ首ばかりを出し、八人の者を箱の内に入れ外を釘トにして並べ置くに番人を二人付て危げなし、右の首尾一々書付を以て江戸に相達すれば、網利田中が壯氣永田が能慮俱に感せられ、八人の者は首を刎させらる、袋井の代官目代本陣の亭主に時服白銀を興へて謝せらるゝに差あり、其使れたる處の者百人計人毎に錢一貫文を興へらる、田中には江戸の傍輩中より我は若黨吾は鎗持などゝて七八人來りて歸國しぬ寔に希有の一快也。

遍參僧制札を見て嘆息の事

氏政の世に至て六十有餘の遍參僧關東に赴く時、相州小田原の驛亭に宿す、制札を見て嘆息して北條家も末になり亡ぶ可きの端顯れたりと云ふ、目代此言を聞て往て町奉行に告ぐ、町奉行之れを奇みて彼僧の所に使を以て申談す可き事候間、御苦勞ながら私宅に來臨あれと云ひ遣しければ、老足道に疲候休息して後參んとて暮に及んで來る、町奉行出逢て先辭儀を述べ茶菓を出して後、承れば爾々の出言ありと申す者の候實にて候やと問ふ、客僧實にて候と答ふ、制札

の個條非理の事候やと問ふ、皆非理の事候はずと答ふ、其時町奉行貴僧定て博識なるべし、非理なくして亡べき事味暗なる吾儕の辨へざる所に候願くは其道理を説て惑を解れ候へかしといへば客僧我三十年以前此地を過候時は制札の面僅に五ヶ條に候、今日見候へば三十ヶ條に及べり、國君明威ありて士民心服する時は法度の個條簡少にして違ざる者に候、國君の明威はれ威衰て後士民違く者多し、違く者多きに由て法度の個條年々に累り政令瑣細になり候、是故に士民彌安らず、國君を怨、謗て賢君にかへん事を求るに至る、是士民の志の君主に離れたるにて候、士民の志君主に離れ候ては誰と共に國を守り寇を拒ぎ候はんや、我是を以て亡ぶ可きの端顯れたりと申候、事の是を求めずして心の非を倣め、自省自戒られれば昔の盛世に還るべしと云ふ、町奉行大に感服して客僧の云ふ所を具に書留たり。

島原陣の時阿波の舟を出して監軍を送る事

耶蘇の賊起し時、板倉内膳正重昌總監軍として有馬に赴く、四國中國の諸牧皆船を出して之を送る、時に松平阿波守忠英江戸にあり、留主の家老船をも其半を出し半を殘し置て變に備んと云ふ、蜂須賀山城衆議に戻りて船を殘らず之を飾るに美を盡して、阿波より大坂まで漕運ねたれば、海上皆阿波船の如くにて驚くばかり夥し、重昌此の由を江戸に言上す賊強して城落さ

りければ、家光公松平伊豆守信綱を御名代として重て下し玉ふ時、阿波の家老初に憤て悉く船を出さんと云ふ、山城聴かず事同して理異なる者あり、初は根もなき賊の事なり、九州の諸牧日を経ずして攻屠ん、四國中國の兵は出るに及ばじ、如し一旦に攻屠すとも西風の時節なれば其間には船皆歸帆せんと思へばなり、今賊強ふして九州の牧攻わづらうと聞れば、此次は必ず四國中國に命せられん、東風の時節船速に歸る事を得がたし、四國は船なくて兵を出す事のならざる所なり、其時に當て千計萬慮すとも船いづくに在るべきや、一艘も出すべからず、如し公儀の御尤あらば我其罪に當る可しと云ふ、皆山城が言に忤はず、山城使者を江戸に馳て此言を忠英に白す、忠英拾遺がたくて酒井讃岐守忠利に告て上聞に達す、家光公國主思あれば其家臣も亦忠を思へりと、大に御感ありき。

高力喜兵衛諫言の事

高力喜兵衛は酒井宮内少輔忠勝の元臣にて祿四千石を受け、忠勝收斂を好て士民を惠まず、忠勝の弟酒井長門守又其欲を助て政令愈邪なり、租税太重くして民疲れ士も又種々の課役ありて貧窮に及べり、高力屢諫れども聽用ひず高力之を思へて一封の訴牒を捧げ、臣が執柄の職を止させられ候へ、常に申處不是ならば無知無才の者なり、無知無才の者執柄の職に置かるべ

き理無し、申處是ならば御許容あるべし、是にして御許容なくば執柄の職の名ありて實なく候間、いづれの道にも止させらるべき事に候、もし御詞をのみ守りて下に申傳へ、存よりをも申上げざれば童子に命せられても同事に候と云けれども許れず、忠勝一年江戸にて黄金千枚の茶入を買取て愛玩せられしが、在所に歸り壺の口切の時分茶の湯をして茶入披きに高力に見せんとの噂なり、高力御意忝く候、御茶びらきに臣は除せられ候へ、其故は拜見の時多分落涙仕るべしと申す、忠勝無興なる氣色にて子細はいかにと尋らる、高力黄金千枚の器は四五萬石の大にも輒く買取せらるゝ事は成がたしと見へ候、士民を御感あらば救済の用を先となされ、金銀邪に積儲らるゝ事はあるべからず候、士民の憂苦困乏をも御願なく嗜欲に遭ふて仁義を御棄候故に、士民の涙のかたまり斯る無益の弄物と成候、此理を存出候はゞ必定落涙とやめかね候べし、御茶入びらきに忌々しく候、一つの茶入を得させられ千萬人の志を御失候ては、十五萬石の富貴も獨夫に倅くなりて公方に對して大不忠に候、茲に由て御身上も危く候へば、御父家次公には大不孝に候、御子孫長久の爲を思召て前非を御改めあらば、徳川の御代誰か酒井の御家を輕し申す可きやと直諫すれば、忠勝大に怒て内に入り、此より彌高力をうとんじ對面もせられざりしが、後には竊に之を殺さんとの企あるを、松平伊豆守信綱戸田左門氏鏡相談し、高力は殺さるべき者に非ずとて引取り、平戸の領主松浦肥前守に預られて害を遁れたり。

龜淵孫左衛門忠義の事

松浦家に龜淵孫左衛門と云ふ者銃炮頭にて戦場の功もあり、ある者兄弟二人罪ありて正宗院と云ふ濟家の禪寺に取籠りたるを押込め二人ながら斬たる者なり、家老長村内藏介と嬖臣村林市左衛門と争論を起し、家中二つにわかれて各々黨を樹てぬ、其事元來村林が非なれども籠に奢て屈服せず、家老熊澤大膳村林を宅に招て、貴殿は君恩を荷ふ事衆人に超たり、身を殺しても忠を盡すべきに家の滅亡を求る張本人となる事非義無道の至り也、過を改め善に遷られば永く榮耀を保たるべし、此確執已まざる時は禍殃寔に測べからず利害損益言はずして分曉なり、然るを貴殿の穎敏何ぞ悟られざるやと理を詳に言ひけれども固我になりて従はず、松浦家の舊臣頭目熊澤が宅に會して此事いかいあらんと評議する處に、龜淵席に進み熊澤殿に尋ね申す可き事候、主君の馬の先に立矢表に塞るは古今皆武士の忠義とする所に候はずやと云ふ、熊澤勿論なりと答ふ、龜淵馬の先に立矢表に塞る者悉く死するに非ず、何たる大敗軍にも戦歿する者半に過ぎずと申せば仕にくき事ども存せず候、村林は寔に主君を滅す敵に候、主君を滅す敵を戰場に於て首を取は賞に與り祿を得候べし、村林は却て敵よりも甚く候へども、今之を斬り候は、朋友の喧嘩と名付られて必ず截腹いたすべし、されば十死に一生もなく候、故強みも忠も戰場の鎗

より上ながら時勢世習此の如くに候、天下平安の時にて鎗先の功は立べきやうもなし、己が身の大罪をも省みず和解すれども耳もわかぬ不覺人を目前に立置て坐ながら見るべき道なし、猶争論を止候はずは外には喧嘩ともいへ内には大忠と存る間踏込て斬断し、國法に任せて截腹せば亂根絶て靜謐に歸すべし、死後に至りて無二の忠節と思出て下され候へ、斯く申は神明をかけて偽らず候、村林が仕形を覘て五六日待まで候といへば、熊澤尤いささき所存ながら短慮に似たり、とかく我れ村林を云ひをりて無事になすべし、率爾の事あるべからずと制すれば、龜淵率爾にもせよ武士の一たび口より出したる詞の又入るべき喉なく候、申す處を違じが爲にわざと各の前にて心底を泄したるに候、萬一沮む心出來り候とも此の上は只に止まざるが武士の習に候、各は此にて和解の御僉議あれよ、如し和解調ひ候は、我等が一命を不慮に拾ひたると存すべし、人心誰か死を急がんや、義に依て棄んと思設候、長坐仕りて別に申さん事もなく候とて刀を取て歸る、龜淵は日比人も手を置き今の面相必定打果すべき者なれば、其坐に居たる村林が黨すぐに村林が所に往て之を告ぐ、相手は元より長村なり、龜淵と死せば長村獨あみすべし、是何の益かあらんと村林を諫めければ、和議調て希代の奇功なりぬ。

伊藤七十郎諫争の事

松平陸奥守綱宗故ありて品川に幽居せらる、其嗣子松平陸奥守綱村、其比は龜千代とて幼稚なれば伊達兵部少輔宗勝を公儀より後見に定らる、宗勝修養邪僻にして其心に戻れば、非理にして罪せらる、者甚多し、人々大に之を患ふ、如し諫る則は諫る者又辱らる、然に由て思て口に出さず、たゞ朋友相見て眉を蹙るばかりなり、爰に伊藤采女とて一萬石を領し、家老の數に備りたる者あり、采女が父を五郎右衛門と云ふ、五郎右衛門病で死する時采女幼弱なりければ、弟七十郎に五百石を分與て采女を守り、立家老の節義を失しめざれと遺言す、七十郎兵少の凶惡を聞て采女に代て諫書を作る、其大槩は綱宗公の御時伊達家の絶なん事をなげき、思召に由て綱村公に代させられ候今の形勢を見候に、危殆綱宗公の御時に十倍せり、微功の擧べき事なきも漫に寵を得賞に與り輕過處へき事なきも恣に祿を削死を賜ふ、其證の條數は是々に候、政令盡く私意貪欲に任せて是非皆顛倒するに至る、媚諛ひて恩を偷み利を掠る者のみ相喜ぶに似たりども、是仙臺の滅却すべき端たり、忠宗公臣が父五郎右衛門を國政に加らる、時、固辭すれども許されず、然らば一つの望の候、相かなへて下さるべきやと申せし時、其故を御尋あり、何なる鄙夫野人の申す事をも理あらば聽用んどの仰せならば御意に隨ふべし、さなくば唯御免を蒙候はんと強て申すに付、其望に任せられぬ、父の志を繼は子の道たるに由て、身不肖ながら申し候、御改め候に於ては何の幸か之に如かんや、猶御改なくば伊達家の頽壞に換るものなく

候間公儀に訴牒を捧候べし、然らば御身上必定亡ぶべく候、臣を輕せらるるとも理に勝つ者なく候間對決仕らん時一言の御返答もあるべからず、能々御思案候へとの趣なり、兵少諫書を見て地に投げ慮外者哉と大に怒られけれども、采女公儀に訴狀を捧ば我身に害あらん事を懼れて外には之を容る體にもてなし、内にはいかにもして、刑戮せばやとぞたくまされける、公儀より毎々年監察使を仙臺に置いて綱村幼稚の間の政令を規さる、正月朔日酒盃の祝詞あり、家老中其叙を以て出て飲處に、茂庭周防は是よりさき江戸勤番の時故ありて折々交會せし親に依て詞をかける、周防其時詞に付て出ければ酒盃叙を離て、伊藤采女に先立たり、一坐の禮畢て采女宅に歸り此事を七十郎に告ぐ、伊達家坐席をけづらるゝ事大に武士の恥辱とする事他家よりも甚し默すべき義にあらずと七十郎即監察使の式臺に行て、今朝爾々の事候は思召す子細ありて坐席をさげられ候やと取次を以て云ひ入れたり、監察使出合て努を知らず堪忍われよと申されければ、七十郎御存なき上は兎角を申に及ばず候、然れども周防重て朝旦の儀式を申立候は、以後采女と爭論出來候べし、願くは今度を例に引くべからずとの趣を紙面に載て下され候へと云けるを、それまでもなしとの事なれども強て望請に任せて證文を書て與へられぬ、七十郎悉しとて拜受して歸る、兵少此ことを聞て内々采女が罪惡を求めらるゝ折ふしなれば其黨と密に相談し、采女を公用ありと云て在所より仙臺に召よせ、國の大事あるやうに二三日參會談合の體

を見せて、其後人を以て頃日巷説監察使に無禮の科あるに依て貴殿に押へて腹切せん評議なりと申候、いひかひなく腹さらんも無念の事ならずや、分別所は爰なりと云はせ、此より巷説猶頼りなれば采女夜にまぎれ在所に遁歸りて七十郎に告ぐ、仙臺に人を付け置て聞かせけるに、兵少の黨采女こそ油断して逃したれ、此上は推寄て蹈つふせなと云ひあへり、付置きたる人走り歸てかくと云ふ采女七十郎さらば遁ぬ所ぞ、仙臺の人数を引受け武士の習なれば一矢射て自害せんと、屏にさまを切り弓鐵炮を備て討手をまつ、是兵少の采女を脅して自罪を招じむるの姦計なり、此に到ては采女主君に楯づき故なくて國中を動擾せしむる極悪となり、在所を圍て攻亡さんとす、斯る所に辯者を以て此度の事皆七十郎が所爲なり、采女は若輩なれば七十郎に従て其身に誤なし、七十郎を搦出して罪を謝せば、五郎右衛門が奉公の勢に對しても別儀あらじといはせければ、采女が家人謀に墮て七十郎甲冑を著士卒を下知する處を前後左右よりひしとと搦捕る、七十郎少も驚かず、汝等愚暗兵少に誣され我を搦り出して罪を謝せんとどの事なるべし、今に見よ采女も死を免べからず、同くする道を恥に逢法さを誘れ尸の上の疵を遺すぞ、わまりに淺増と云て其後はものをも言はず、坐敷に禁錮して置たるに其日より水綬と絶柱に凭て膝を折り、手を組て坐したるまゝにて左右をも省みず、四五日過て死す、采女も遂に亡る、其後兵少は伊達安藝原田甲斐が諍訟に由て領知を召放れて匹夫となる。

京極高國の臣忠義の事

京極丹後守高國收斂を好みて領内の士民苛虐に苦む事甚し、便殿の傍に倉あり、倉の四方に柵あり、其柵に金銀の箱を堆く累置て之れを見て常の慰とす、父京極丹後守高廣入道安知に不孝にして互に仇寇の如し、未だ嘗て聞かざる所なり家綱公高國の領知丹後の宮津七萬石を召上られて南都に配せらる、此の時青山大膳亮幸利に命せられて宮津の城地を受取じ、幸利宮津に到て上意の趣を高國の家臣に通せらる、此事いかゝらんと會議す、或は武士の習なれば主人の下知無きに於ては渡可からずと云ふ者あり、或は籠城して討死する事は安けれども、漫りに兵亂を起すは反逆に似たりと云ふ者あり、其理區別して決定せず、釋圖書は世々の家老其所存の趣を述べければ、一座皆尤と同じて幸利の旅館に使者を以て言達する、其辭に當城わけ渡し申すべき上意の旨謹んで承り候、爰に一つの嘆訴御座候、仔細は主人の墨付なくて城を渡し候はざるは昔より今に至て武家の定法誰も存じたる事に御座候、上意の重きに從ひ候はし婦女に伴き事に候故、再男夫の義立がたく路頭に餓死仕候ても枯骨の上まで天下の人口に誹謗せられ、父祖の名を汚し子孫に恥を遺し候ことは是非に及ばず存候、此段は御賢察にもあるべき義に御座候、然れども日域の國々郡々予奪は悉く尊命の儘にして下に少も背き奉る者御座

あるべからず、況や陪臣の身として片言の御理りを申も無禮無義免れ難く候、今御静謐の時籠城仕り、天下に對し奉て矢石を放ち干戈を動し候は、死しても猶餘罪ある事に御座候間、城は速に渡し奉る可き儀勿論に御座候、然れども右申處武家の定法を棄候事存生の内は仕りがたく候、此の上は丹後守家老職申付置きたる者三人切腹仕候べし、檢使を立られ御覽届られて死後に御請取候やうにと存じ奉り候、是天下に對し奉りては弓を引くの罪なく、主人の爲には忠義を全し、身に取ては武名を失申さず候、此三つの者何も一大事に候ゆる願望の通り申上候、副生等が死後には家中の諸士異義に及ばざる制戒重々堅く申付違變なきやうに卜置申候間御苦惱にかけらるる事毛頭御座あるべからず候、憚多しと申せども此義宜く頼み奉る所に候と云ふ、幸利其云所道理分明なるに由て、早道の使者を以て委細を江府に窺るゝに上聞に達し、感じ仰られて高國に説て墨付を請しむ、高國即墨付を出されたり、圖書等之を見幸利に一禮を述べ城を渡す、其作法正しく諸事審に盡せり、幸利も家老はかくぞあるべき、智と勇と忠とを兼たる者と謂つべしとて大に嘆美せらる。

渡邊兵庫院殿半介奸細の事

本多大隅守正賀の家士渡邊兵庫院殿半介と云ふ奸細の上手あり、兵庫年若き人に對して奸細の

道を知らざる者の用心は却て不用心となる、旅宿などにて多分隅をかたどりて臥と見へたり、隙は壁か障子かに近ければ盜窺て壁をさし障子をこしに撞く時、もしたゞ中に中らずとも、年手を負て働なりがたし、其家の中正の臥べし、中正は戸を破りて外より入れとも四方に聞われれば取合せん、先壁をさし障子をこしに撞るゝ事なし、盗人入りたる時聲を揚て下を出入何者ぞのがさじなぞ伺る事白徒のわざなり、暗所にては聲をさるゝに斬る物なれば、盜に我こゝにあり来て切れと教るに同じ、家の内味して人音もなき所には氣づかはしくて入る事ならざる物なり、盜を一人斬りたりとも斬たる所を左か右かにのきて鳴を静めて物音を聞くべし、切る時ゑいと聲をもかけざれば、盜は某とめたるなぞ呼れば盜一人に限らず、跡につゞく者其聲に付て打付る時、太刀影も見へねば多はさらされて不覺を取事あり、寂として音なければ、幾人もおれ先に入りたる者の切られたる跡に無明には推いられず縦ひ、押入れとも聲をせずして推入る足音をしるべにさらば、皆斬伏せしと語りければ後學になる詞也。ある時旅人一宿して紙帳をつて臥たるを兵庫半助之を聞ふ、紙帳の外に鏡篋あり是を取らんと云合せ、圖を拈て兵庫まづ忍び入て聞くに寢息もせず、不審なれば相取の半介にかくと云ふ、半助何事があらんいで我入らんといへば兵庫をし止め、今一度入りて見んとて鏡篋の際まで這よりて寢息を聞くに、紙帳の内には人なきが如し、氣づかひながら鏡篋を楯にして手を掛け、少し手前に引さよする時、

紙帳の内より聲をも掛けずして刀を以て横に拂切にす、袖を斬さかれて其餘り鏡篋に當る、兵庫すわこそと思ひ身を動さず、出なば斬んと構居たりけれども旅人も紙帳の内より出でず、静なれば兵庫恐怖少からず、泳かぬて尻しざりにして出で半助に其方いらばいれ我力には及ばずと其首尾を云へば、半助舌を振て打つれて歸る、終に此の如き者に遣はず奸細の名入るべしと、是も兵庫が物語なり。隅州の在所は榎本なり、古河と境を並す、ある時古河の士人を斬て榎本に逃れ去る者あり、追手榎本の境まで來れ共、他領なれば是非なく引歸す、隅州其事を聞に勇士也、之を惜て深く匿されたり、古河の使者來てかの士を求ひ、隅州心得候ぬと云ひて出さず、使者三度に及ぶ時我を待て此まで逃去たる者なれば出すに忍びず、同くは御免を蒙る可しとて番人を付け置て晝夜守らせけるに、古河より間を入れてかの士を斬りたり、隅州大に怒て番人を召寄せ、汝等を殺す可き刀なしとて髪を剃せて放逐せらる、其後兵庫に合して汝古河に往て士一人斬て我鬱怒を散せよとありければ、兵庫領掌す、此は五月の半なるに我を著派をかたげ鏡の下に二尺三寸の短刀一つさし夜の明方に古河に至る、士二人夙に興て其邊の川端に一人立ち一人は居てもものいふ處を先立たる者の首を打落す、居たる者驚立あがるを又首うち落す、古河の町人大に騒ぎ出合追掛けれども行方を知らず、兵庫はかねて退口を考へ古河の町より二十町此方に土橋あり、土橋の下に少し岩の洞あり、身を縮て此にかくれたり、若し追者

こゝにといはば無下には殺されし、其者を刺て俱に死なんと思ひ、短刀を抜持て居たれども其あたりの竹林茂山宮社寺院の中などを探索して、土橋の下に心を付けず足早に引取たりと云ひて歸る、隅州は潜に人を付け置て聞せらるゝに、古河大に動擾すと云て兵庫は歸らず定て擊留られたる者ならんと、安からず思て未だ臥床にも就ざる所に、夜闌て兵庫來る、隅州悦びて立向ひ何とかしたると聞ければ爾々と申す、紛紜の中印はどらしとあれば、撲れて参り候を印なくは專なしと取て候とて、布袋より首二つ取出してさしおけば感嘆斜ならず。

放打の心得の事

度々放し打の手柄ある者あり、若き者ども之を斬るに心得やある、後學にさゝ置候はんと所望しければ、木刀業の事は尤勇によるといへども心得もある事に候、相手に抜もたてさせず斬らんと思ひ早まるより多は仕損候、まづ後より斬らぬ物なり、弱みの義はさて置て人を斬に聲をかけざればだまし打なるに由て、聲を掛る時早わざなる者前に一二間も飛のさかへりさまに抜合れば先太刀も打得ず、却て氣を奪れて切らるゝ事あり、うしろ飛はならぬ物なれば前より斬は強みよりは利によし、御意ぞと云て刀の把に手を掛るは是先太刀我にあり、彼心得たりとて又刀の把に手を掛る時は我半ぬく、彼半抜く時は我皆ぬく、彼れ皆抜時は我斬つくる、是先

太刀をぬかさぬ理なり、此の如く心中静りて仕損る事はなき物なりと語りける。

伊庭總兵衛羽白を射る事

池田三左衛門尉、輝政の家禮伊庭總兵衛は手前中り矢業ともに勝れたる弓の上手なり、輝政參州吉田を居城とす、源君の婿となりて御輿入の時、諸士今切に出迎へ、伊庭に弓を持たせたり、輿副の人使を以て人多き中に獨弓を持せられたるは承及し伊庭殿にてや候と問ふ、御尋は何故ぞ、伊庭にて候と答ふ、又使を以てさらば此州崎に羽白一番浮て候、願くは一矢遊ばされ候へかし、見物仕らばやと云ふ、伊庭難議の所望かな、兩家の諸士の前にて遠慮あるべき事なるをど心中には思ひながら心得候ぬとて矢をつがひて前よる、其間三十間ほどになれば羽白漸く沖に出で遠ざかる、伊庭滿引し餘り久くたもちければ、是はいかにと見る所に忘るばかりありて放つ、矢其雄の胸中を貫き其雌の尻を射切たれば、兩家一同に響る聲海濱に響く、所望したる人其矢ともに羽白を請て取て歸れり、伊庭が友何としてしはぬけぬるほどは放たずやと問ければ、同は番ながら射んと思ひ相並を待たれども終に並ばず少し並ぶやうなるを、幸に放ち候故、番ながら射とらで残念なりとぞ語りける、伊庭鐵砲と争ひ矢も玉も十にて小鳥を射るに負たる事なし、結立たる大巻葉に左の拳をさしつけ強からぬ弓にて之を射る、厚み一寸ばかりの裏板も透

るばかりなり、放れ殊によき時はもとゆひ其勢にはらりとさるゝ事度々あり、灰をかき擧土器を立的として之を射るに、之を買きて土器のわれざる事も又度々なり、鳥を射るに弓を引設けすらくと歩みより羽をわらんとする時歩なりに足を止めず放つに外る事は鮮し、強力壯碩時人に知られたる男夫也。

吉田大藏放鷹を射り取る事

加賀の吉田大藏は大坂一亂の時左の指を半射切れて、將指食指のみ全けれども弓は猶妙手を得たり、利常或日放鷹に出られたるに、愛玩の鷹を鷹緒ともにとり放てあたりの杜に入り木の枝に居かゝりけるが、鷹緒に纏て鷹は倒に絶たり、利常大藏を召て何ぞ鷹を害ぬやうに射とれとあれば、大藏一應は辭退しながら令重れば承り候とて、かりまたをつがひ鷹の真中を射たると見えしが其まゝに飛去てをを慕てすへあげぬ、利常何とか射たる名譽の事かなと問はれければ、木に纏たる鷹緒は射ても解べからず、茲に由て旋子を射わりて候、かやうの時鷹の羽を嫌候、羽すり鷹に中たる時痛み候ゆゑに柔なる羽にて射候事故實なりとぞ申しける、東鑑に載する所の上野十郎朝村にも劣るべからず。

近代正説 碎玉話 武將感狀記卷の九終

近代正説 碎玉話 武將感狀記卷之十

豊前の閑齋馬を御する事

慶長元和の比豊前に馬の上手あり、後盲目となりて閑齋と云ふ、初ての馬場なれば一返は口を取せて試みけれども、二返めよりは詰じて馬場末のまはし方なせ少も誤らず、何よりも不思議なるは、家の内に居ながら路を過る馬の足音を聞て、馬の毛色疵曲老馬若馬を云ふに幾度も差はず、自其の馬を探れば猶憶なり、馬を二つ三つ入達てのり早道二三どもに目の明たる者と均く危からずと云へり、奥州者にて十歳の内より馬を好て是を事とし、四十歳に及て盲目となりたれども六十歳に餘るまで御を棄てず、種々の名譽をしたり。

石黒甚右衛門御に於て極妙の事

松平武藏守利隆の家士石黒甚右衛門は御に於て妙を極む、少かりし時馬の道に名を得させてたひ候へど深く観音の力を憑て祈願を起し、刀の杷に帛をかけ其兩端を韁の如く左右の手に執て丑の時参りを始む、行程往還四里なり、かくする事三年、烈風大雨といへども一夜も怠ら

ず、又佐貫又四郎と志を同す、盡は卯より酉に至るまで只馬を御する事のみ學習して精力を盡す、夜寐る時は仰臥て足を合相ひ踏て鏡とし、帯の端を互に執て韉として其術を鍛錬す、遂に其比天下に名を顯したり、馬場の末の墮際にて三尺前横に地を畫り、強馬を諸鏡に鞭をそへて墮際の地を畫りたる所までかけつめ、馬の前足の蹄をそろへてひしと駐るに駐まらずと云ふ事なし、一年武州の供して岐岨路を上るに信濃の諏訪にて百年以來の強馬あり、石黒所望しければ口付六人にて眼ひかり息あらしきを躍らせて牽來る、石黒之に騎りて口を放さしむ、口付此馬の口を放て地道をも乗たる者なしとて敢放さず石黒もしかけて出て留らずは馬の價を與んと云ふ、さらばとて之を放つ、馬の形氣穩になれば馬ぬし、奇て見る處に、町の横筋にのり入れて出す、さればこそひかるれとて馬主も口付も走り行ば、靜に鞭をかけてしざり口を引居たり、馬は人の乘に定りたる理あり、龍にてもあれ馬と名の付きたらんを乗らぬと云ふ事やあるとて町中に引ひけ之を騎るに、たるき馬の如くに自由をなせり、ある時三十錢の種が鳥をうつ場にて、石黒が友馬を乗るに、其響に驚きてかけ出しあらくなりてのられず、石黒即之に騎りて近くのりよせ種が鳥をうたしむるに、地道の足なみも替ざりき、驚駭の鞭うてどもはたらかぬを乗るに執たる韉踏たる鏡少も動かさずして競ひかゝり、むらづき十分に奔驚し、強馬をやはらげて乗る者の如し。

栗山大膳鳥銃の妙を得る事

松平筑前守忠之の長臣栗山大膳は神が弟子にて鳥銃の妙を得たり、一間二分に定るは鳥銃の法なるに由て、十五間の場には三寸の角を立て之を打つに、百發百中一失もなし、二寸一寸五分一寸にも稽古にはせよ、是は外れて過にあらず、常に人に對して九十九中りて一つ外るは者は上手にあらず、其故は始より外れ所定りなし、大事の物をうたんと時、百に一つの外れ最初に外れなはいかゞせんといへり、栗山が宅地は墮際に古松多く茂りあへり、泊り鳥のかけ鳥をうつに、三つ一つは必ず中る、馬爪源右衛門も同く神が弟子にて藝は栗山より勝りけれども、世人栗山と謂て馬爪と謂はざるは栗山は祿三萬石を受けて其威勢あるが故也。

片山宮脇竹宮三士鳥銃の妙を得たる事

松平宮内少輔忠雄の家人片山彌次兵衛、宮脇惠兵衛、竹宮加兵衛三士共に鳥銃の妙手にて其術を比擬す、ある時古き礫木に鳥三つとまりて枯骨を啄す、二つは横木の左右にあり、一つは堅木の上にあり、折しも三士相誘引して出て遊ぶ、友人之を見て今幸に鳥三つあり三士同く鳥銃を以てうち落されよ、希代の見物ならんと口々に所望すれば、辭する能はずして中否は知らず、さ

らば試に射んとて一二三の相子につれて齊く之を放つ、宮脇右を射ち竹宮左をうちて鳥二つ地に落たり、一つの鳥一間ばかり立わがりたる所を片山うちて之に中つ、又一日宮脇と片山と小船に乗て海邊に出て鳧をうつ、舟の左右に繩を張て挟むに鳧を以て垣を結たるが如し、此時松平筑前守忠之江戸に赴くとて舟を備前の牛窓に止め、小舟にかけたる鳧の多きを見て皆驚稱す、斯る所に羽白一番前島の崎に浮べり、片山宮脇が舟を漕よすれば忠之を始め、士ども下僕までも蓬を掲柁に凭て見物す、三四十間ばかりにて宮脇放ちて其雄に中てたり、其雌は飛去けるが雄を慕て其上を翔て離れず、片山うたんど思ひ鳥銃をつけまはして波上に搏落せば、見物の者覺す感嘆する聲海島に響く、忠之其姓名を問て江戸に於て忠雄と對面の時、此事を語りて大に褒美せらる。

戸田清玄劍術を以て世に鳴る事

戸田清玄は劍術を以て世に鳴る者也、一代しぬひをする事二度、長袴を著批柁の木刀の一尺九寸五釐あるを以て相手三尺の白刀をも避けず、手もなく勝しより其流を學ぶ者之を祖とす、禮儀の場にては太刀わざをせざるべきや、其時は長袴ちいさ刀なり、袴の裾を挟み腰を取に隙あるべからず、故に此出立にてしぬひをするを實の劍術者とすと、戸田人に語れり。

宮本武藏と岸流仕合の事

宮本武藏は二刀を好む、細川越中守忠利に仕へて京師より豊前の小倉に赴く時、岸流と云ふ劍術者下の關に待て武藏にしぬひをせんと云ひ遣す、武藏心得ぬとて棹郎に權を請て二つにわり、手本を削て長さを二尺五寸短を一尺八寸にして、舟より上り岸流と相闘ふ、岸流が刀は三尺餘りなり、下の關の者ども残らず圍て見物す、武藏二刀を組てかゝれば、岸流拜打に斬る處をうけはづして其頭を打つに、岸流身をふりて左の肩に中る、其勢にふみ込込横に拂ふ、武藏足を縮て飛あがれば、皮袴の裾三寸ばかり切て落たり、武藏全力を出して之を打つに、頭微塵に碎て即座に死す、岸流が墓を築て今に其跡あり。

寺澤半平劍術に達する事

淺野但馬守長晟の弓頭寺澤半平は寺澤志摩廣高の甥にて祿千石を受く、劍術の達人也、一年江戸の留主番に行たる時、無事寂寞のをりくは朋友と打ぬひをして負たる者に負わけをさせ截麵饅頭の類を出して一興とす、相手には戸ばりの竹を持せ半平は扇にて皆勝て終に一度も危き事なし、ある二刀つかひ蘇州廣島に來りて其術を以て祿を求む、但州半平に令して其術を見せ

しむ、半平我宅に招き物語を聞て御物語の體術を見るまでもなし、當家の望を罷らるべし、御浪人なれば事ゆかぬ所の長逗留は益なき御事なり、挨拶ならば今少は當地になどとも申すべきが、不實にて御身上の爲にもいかになりといへども、二刀つかひ怒り含む色顯れて、手筋も御覽なくては其善悪しれがたからん、あはれ御目にかければやと云ふ、其時半平稽古に來りたる門弟七八人ある中に向て、一度にてはあなたも殘念なるべき間二度御相手になるべし、少も控る心ありては手筋しれぬ物なれば、たゞ思ふほど打せ申さん、さらばいかやうにして勝つ可きや、何れも好れよと云ふ、門弟とかくを云はず、半平之を強いて後一度は手取一度はひしぎ打にと望むを、易き事とて立向ひ、二刀つかひ打てかゝる處をうちがへて手とりにし、横に投倒して是はやわらなりとて大に笑ふ、又立向て左に持たる短き木刀を手裏劍にうつ、半平も左手を以て之を取りてしなひにて之を打つに長き木刀を打落したり、二刀つかひ赤面してすげなく歸る、半平門弟に各心中にあやふまれたるを見ゆ、劍術十分練熟して心身相和し彼我相忘るに至ては勝事を未鋒刃を接ざるのさきに得ぬ危き者に非すと云へり。

穴澤主殿助長刀を以て名を得る事

穴澤主殿助盛秀は薙刀に名を得て豊臣秀頼の師也、相手に竹鎗を持せ二人前に立て術を試る

に、あやうげもなく必ず勝ちぬ、大阪の冬陣に上杉景勝の將直江が兵士折下外記とわたり折合ふ、折下は直鎗穴澤は薙刀なり、穴澤薙刀の反に掛て直鎗をはね飛入て之を斬る、肩に傷ながら鎗を捨て引組む處を、折下が從者多く聚て穴澤終に討れたり。

加藤左馬助深慮の事附多賀主水の野心に依て明成の所領を召上げらるゝ事

加藤左馬助嘉明の兒扈從多賀主水十六歳の時、大阪冬陣に加藤式部少輔明成に從て陣際に於て敵と引組み、陣中に墮たりしが終に其首を獲たり、嘉明其功を賞して氏を堀と改らる、祿四千石を受けて榮貴寵恩同く該るべき者なし、嘉明卒して明成家督を嗣ぐ、主水驕奢を以て明成の心に忤ひ折辱せらるゝ事あり、之を憤りて白晝に會津を去る、銃炮に火繩を挾無禮無義上を罔したる仕形なり、此より江戸に往て明成野心ある由を書て公儀に訴牒を捧げ、大阪没落の時天守に火かゝりたるを見、秀頼卿御自害わりと聞て明成剃髮せんと悲れしを、種々諫て思ひとゞまり候と此類の事數个條載せたり、家光公時の執事を以て明成に子細を御尋あり、明成とかく陳辭はなくして一箇の中より誓紙を取出して執事に示し、先年公方御鏡めしどめの時亡父左馬介に御肩入の儀式を命せらる、因辭すと雖ども尊命の重に由て先づ畏り奉り罷歸りて御生に對し、天

下の牧伯多き中に擇てかゝる重祿の命を蒙れり、武將の榮名之に如く者無し、寔に領地を増賜ふにも易べからず、我なき跡までも御當家に二心を懐かず忠節を致す覺悟ならば御肩入の事上意に従へし、若汝我志を繼で始終一なる事、能はじと思はゞ幾度も辭して強て御免を蒙る可しと申せし時、書て亡父左馬介に與へたる誓紙に候とてさしおけば、執事披見あるに大概本より別心之れ無く此より後猶は違犯ある可からず無二の忠義を勵む可しとの趣なり、此上は疑ふ可きに非ずとて主水が訴牒は巧に偽て讒を構たるに極りぬ、明成は豊臣家の舊臣たるが故に、若事の變わらば其本を忘れずして謀叛にも興す可きやと人に腸を搜られ、不慮の禍に罹ん事を前知して御肩入のを得て、後の證據を嘉明のなし置れたる者ならん、寔に遠慮ありと謂つべし、主水訴牒を捧て後其身は高野に入り、妻子は鎌倉の比丘尼所に遣ぬ、公儀より主水を搦捕て明成に下されたり、紀伊大納言頼宣卿にかくとも申さざるに由て御尤有りけれども、上意なれば其人を妨るに及ばず、主水が兄眞邊小兵衛祿千五百石弟多賀七郎左衛門祿二千五百石俱に捕へらる、明成兄弟二人に腹切せ主水は縛り首を斬れける、鎌倉に逃れ居たる主水が妻子を、明成人を遣して之を縛りて引よせんとす、比丘尼の住持大に怒て頼朝より以來此寺に來る者何なる罪人も出す事なし、然るを理不盡の族無道至極せり、明成を滅却さするか此寺を頼願せしむるか二つに一つぞとて此儀を天樹院殿に訴て事の勢解べからざるに至る、此に於て明成追て

領地會津四十餘萬石さし上衣食の料一萬石を賜て石見の山田に盤居せらる、明成は豊臣家の思渥して徳川家の寵排し、策臣勇士猶存て金銀米穀積り、是忌疑はるゝの基也、明成時勢を解かずして嘉明の深慮も空くなりぬ。

生駒壹州の家老權勢を争ふ事

生駒壹岐守高利の家老生駒帶刀五千石、生駒左門二千六百石、貴戚の臣にて國政を掌る、前野助左衛門三千五百石、西崎若狹二千石二士、壹州に獲られて江戸の講事を決斷す、前野西崎龍に奢て自專にせんと欲れども、帶刀左門己が上にありて心に任せず、之に依て常々帶刀左門を壹州に讒す、然る處に婚姻の事己に内約を定ての後壹州に伺へり、前野西崎よき讒間の便りを得たりと思ひ、彼等が上を蔑に仕る事比類多く候、先づ上に伺ふてこそ約いたすべけれ、皆道理を倒に仕候と申せば、壹州帶刀左門を惡むの意を生ず、帶刀が從者に七條左京と云ふ美童あり、是を壹州に出しければ愛幸少からず、此左京を以て種々に云せけるに由て壹州聞うつりて前野西崎を疎んせらる、其後助左衛門病死して其子治太夫家督を繼ぐ、又壹州と君臣の間未不和なれば其同志十餘人一統に出奔す、即上聞に達し事の是非は之を論ずるに及ばず、徒黨を結び主人に倍くの罪重しとて治太夫若狹は其同志まで腹切せ、帶刀は松平出羽守直政左門は森

内記長繼に預られて壹州領地を召上らる。帶刀は羽州の家人乙部九郎兵衛が宅に居たり。前野西崎が徒黨の士腹切たる中に伊尾總兵衛と云ふ者あり、其甥井尾與七郎伯父の仇を復んと思ひ乙部が鷹飼となりて心に之を覘ふ、帶刀書院に出る時玄關の側に待て帶刀を斬得たり、之を知る者なければ刀を拭ひ鞘に收め、さあらの體にて立退んとす、乙部が兒扈從稻葉助之丞其時十四歳、井尾が形氣の常ならざるを疑て目を付れば、衣に血付たり、稻葉貴殿人を殺と見えたり、遁じと詞をかくる、井尾願て幼若の者何をか言ふとて出て行くを、稻葉幼若なりとも武士の法あり、大小を渡せと罵れば、井尾大に感嘆し、あはれ無類の志かな、手にたる相手にはあらねども、我年來の本意は遂つ心を残す事なし、此上は自殺して幼若の名譽を得さすべしと云ひて大小を稻葉にわたし、打つれて立歸り番の者に事の首尾を告げれば、聞付て人多く走り集り、潔腹切りて死しぬ。

河路兄弟敵討の事

尾張大納言義直卿の弓頭河路權内と云ふ士あり、大阪の夏陣に河路一、福尾佐五右衛門二、内藤左兵衛三段に備たる處に、先手故なきに躁動す、福尾内藤が手も亂立たれど、一備河路馬をのりす、工兵を整て動轉せざれば敵にあとの紊亂を見すかされず、河路が體に勵されて諸部皆

静りぬ、成瀬隼人佐政成後に來て之を見、歸陣の後福尾内藤がよく足輕を立定めたる功を賞して祿を加賜りぬ、河路は此に泄たり、河路其時の功第一は臣にあり、人の知る所なり、臣祿を貪るに非ず、名の顯れざるを怨む、隼人勇佐を見るに明ならず賞罰を行ふに公ならずと不平の詞を出す、遂に爭論となりて隼人駿府に赴く、途中にて渡邊半藏にあへり、半藏此事を聞て隼人を誘て尾州に來り、實を正して河路にも福尾内藤と同く加増あり、河路猶快とせず、河路は内藤と常々懇意なれば、縦何とも云へ、我事を眼前に見ながら證據にも立てず、加祿を受る時一言我功を顯すに及ばざるは不届なりと思ひて、それより交情疏迷になりぬ、一日半藏河路福尾内藤を饗應し、已に茶も畢て内藤河路に向て日比親朋たりしに近年昵からざる事さら其意を得ず、もし心に挟む所あらば分別せよと云ふ、河路いはるゝまでもなし、遂分別したりとて歸路にて河路内藤に打果すどと詞をかくる處を、内藤が若黨走りより河路が頭を斬る、河路左の手にて頭を抱ながら内藤が若黨を袈裟に打放し、内藤が左の目の上より右の頤の下まで斬付け河路は當坐に死し、内藤は時過て死す、喧嘩なれば雙方均く命せらるべき定法なるに、河路は武功の爭論無禮なりとて亞相に得られざるに由て、内藤が祿は其嗣子に賜りて河路が跡は置られず、たゞ二子を兒扈從に召出さる、其後福尾何どか思ひけん、ある者に對して河路と内藤と打果す時、河路が頭を斬わりたるは我なり、内藤が若黨にあらず、二子泄聞ば我を安

は寢させと語りける。河路が一家の者傳聞て二子に告ぐ、黙すべき事にあらねば書牒を通りて色に打果んとす。亞相其本を匡させらるれば福尾口より出さずと申すに依てまづ和團になりたれども、浮説猶止まず、二子斯ては捨置れずと心に思て色に見せず、然る處に鳴海の山の鹿狩あり、福尾密に二子が體を窺はせるに、兄は小瘡をやみ弟は虚勢を煩て久く門をも出ず、福尾さては別義あらじとて鹿狩の供に出たり、黄昏に及て歸る時、福尾足輕を前におし立従者おまた左右に引俱して用心して過る所を、兄かねて竹柄の鎗を造り捨鎗と彫付たるを以て馬上の福尾に詞をかけて投衛に片腹を衝貫く、下立ば兄弟ともに、挾て斬殺し、足輕従者を追ちらし心靜に立退しが、一町ばかり行て兄草履を侵おとし、を周章たりと人にいはれんは無念なりと云て立歸て之を取る、母は相計りて甥が所に匿し置きぬ、兄弟二人飛騨路の峻岨を経て他邦に逃得たり、弟は早く病死す、兄は後森脇新右衛門と云ひ、備前全州備中二郡の太守松平新太郎光政に仕へて身を終へたり。

高倉長右衛門と東郷と喧嘩の事

會津浪人に高倉長右衛門と云ふ者あり、加藤式部少輔明成石見の山田に遷されし後、未だ他邦にも行かず、同朋四五人より、參會して何方にか赴き誰人をか頼で身上の才覺せんなど爐邊

に坐して云けるが、高倉と東郷茂兵衛と少の事を口論し、高倉罵て惡聲を出せば、坐中和解して先づ事靜まり、夜半ばかりに皆歸宅す、高倉家人に此後門を叩く者を聞て東郷ならば高倉待居候と應て開入れよと云ひ付け、其身は玄關の奥の間に寝ねすして居る處に案の如く東郷來る高倉出迎ひ定て打果さんとの事なるべし、尤かくあるべき義に候、さりながら貴殿反古なと取ちらされては置れざるか、我等は死したる跡に見苦からん物は盡く取した、め候と云は、東郷げにもとて歸るに、高倉も打つれて行く、高倉先に立て後を顧す、東郷宅に入て半時ばかりありて立出、今は人に笑る、事もなし、いざと云ふこそ運かきけれ、互に抜合せて切結ぶ、高倉終に東郷を斬殺して手を數多負ひければ、其場より金子助十郎が所に行て案内を通ず、金子は明成の納戸役にて高倉が知音たり、高倉深夜に來るは大酒を飲て醉の餘りなるべしとて初は出合はず、高倉明日を待つ事に非ずと重て云ひ入れれば、誰々出合たるに、高倉あまたの創を被りて血になりたるを見て大に驚き、其故を問聞て家僕二三人をへ夜中に日光山にのかせたり、療治を加へて創も平癒しぬ、茂兵衛が弟に東郷權左衛門東郷又八郎と云へる二人あり、權左衛門は程なく病死しぬ、又八郎一人になりて兄の敵撃せんと思ひ極む、高倉日光より江戸に出て東叡山の寺内に在と聞て圍ひけるが、正月二日の曙に本町にて行逢たり、高倉は常々御懸意の方に年始の禮とはなしに行んと思ひ、袴を着綿笠を被き木戸のくさり出んとする處を東郷待うけ

詞を掛たり、高倉元來不敵なる者にて東郷をはたと睨み、愛の非強者敵撃は尋常にする者ぞ、
 そのとき候へと云ふまゝに、袴の裾を截て抜合せ互に刃を交ゆ、高倉左右の指ささを斬落され
 刀の柄も握がたく、うけ太刀に成たる時、着込きたると覺るぞ足をはら、と云ければ、東郷助
 ありとや思けん、脇へふり向たる處を高倉ふみ込み強く斬りて、東郷も數个の手を負ひ俱に疲
 て氣息絶んとす、其間に町同心など走り聚て雙方を引分けたり、其後東郷書牒を以て互に手足
 も立ぬほどの創なれば、志は是までなり、向後遺恨あるべからずとぞ云遣しける、高倉兄の敵
 目前に置て堪忍せられば其分なりと返答す、是東郷高倉が氣を弛せんと、謀なるべし、東郷
 此返答を彌惡き事に思ひ、有馬の湯治して創も愈たれば、寢期の暇乞に會津に行て母に對面す、
 母は三人の男子二人は死し一人残りしもあらぬさまにさられたれば、せめて老たる母を見届
 けよかしと涙を垂て歎きけれども、已べき義に非すと云て又江戸に出たりしが、上氣の病あり
 て眼を痛む病を患ひ遂に死しぬ、其後高倉は身廣くなれり、兩度の鬪争に由てよき武士ぞと思
 召方多し、中に就て町奉行神尾備前守殊に厚く遇せらる、ある時東叡山の寄宿の寺に美童來る
 住持高倉に引合せ、貴殿は旗本中出入の方わまたあり、此少年の身上偏に頼入るとの事なれば、
 年來資蔭を蒙りたる我等に候間身にかへてもと領掌す、内々備州高倉が身上を松平大和守直矩
 に云入れられたる折節也、高倉備州に爾々の事候、先此者を御口入候は、益御厚恩たるべし、兒

扈從は前髪のある間にて年過てはならぬ者に候と申ければ、備州さらばとて和州に達し、扶持
 せらるべき詞色なり、此子歸て母に告ぐ、母悦び汝が事を執持人は誰とか云ふと問ふ、高倉長
 右衛門と云ふ人なりと答ふ、母聞て打驚き、其物言有様年の程古主なと具に尋て、今まではつ
 みたれども身上も既にかた付といへばしらするぞ、其高倉は常々なさかと我に問たる汝が父
 よと云て涙ぐめば、此子も涙を浮べたり、汝高倉に逢てといへかくせよと、審に教られて、か
 の寺にて高倉に逢たる時、此子母をして其聲を聞き其形を見せしむ、面相は刻が如くなる創の
 跡にて分明ならぬとも其人ぞとはしるかりけり、聲はさらにもがふべくもなし、其の時此子近
 く居寄て御子ありやと問ふ、高倉なしと云ふ、又御失念候やと問ふ、高倉思惟しておぼへなき
 にもあらずと云ふ、其御子我等存たる子細候得共輕々しくは申されずまづ御口ふりを承候、會
 津にて召使れたる女懷妊なりしを未だ産せざるさまに、不慮の喧嘩出來相手を斬て立退たまへ
 るに由て獨残りといまりて平産を致し、御子をば辛苦を積てそだて置たるはいかにと問ふ、其
 言を聞て高倉始て信じ、其子に是非逢せてたべと云ふ、二度も三度も難澁してさて御子に逢せ
 進らせば、母儀をも尤本妻にそなへて御子は總領に立玉はんやと固く約諾を定め、變すべから
 ざるを見て其御子は吾等なり、證據は是にて候とて懷劔を取出して高倉が前に置く、此懷劔は
 會津にて東郷と打果さんと思ふ時、士は明日を知らず胎内の子生れて男子ならば紀念にせよと

て與へたる護脇差也、高倉見て其子の手を取泣より外の辭もなし、住持も出合かゝる事と聞て盃を出し、母にも對面せさせて父子夫婦の祝詞を述べ、たゞ昔物語往事夢の如くなり、終に約諾にたがはず本妻にそなへ總領に立たり、此上は父子一所にならば主取仕らじと備州に申せば、即日和州に歸らるゝに和州希有の事なりとて、則高倉に五百石足輕廿人其子助五郎に別に二百石を與へらる、高倉喜悅のあまり東叡山の車坂より馬に乗て歸りけるが、雨後道滑にて馬躓きければ横ざまに墮て劍を被りて不自由なる手を打損じ、劍口さけて血流れ出る、今度は金瘡の上手を頼て療治しくひちがひたる腕の骨もろくになりければ不自由なる手却て自由になる、とかく冥加に愜へる士也。

渡邊數馬弟の敵を討つ事

安藤對馬守重信の從士河合半左衛門口論の場にて相手を斬殺し、松平宮内少輔忠雄の留守居邊數馬が所に立退きたり、渡邊は素より河合と知音たるに由て深く匿し置て、忠雄に内意を伺ひ潜に備前に上せぬ、重信探り求らるれども知らずと云ひて取合はず、後に祿千石を與て足輕二十人の頭とす、それより十餘年を歴て數馬病死す、數馬が長子末子不肖なりとて水戸中納言頼房卿に仕へたる中子を忠雄より請歸し、家督を嗣せ是れも又渡邊數馬と云ふ、ある年忠雄の弟

松平右近大夫輝興播州の赤穂より來て忠雄を訊問せらる、忠雄滿悅の餘り別業花園に於て夜論躍を催されて、家中の諸士商賈皆見物す、河合半左衛門が子又五郎は戒心ある故に事隠しき時分見物に出でず、近邊と云ひ數馬が弟渡邊源太夫が常に病氣にて是も出ざりけるに依て日の暮方に彼の宅に行き、内外なく出入して眠じければ庖より通りて源太夫が部屋にて閑談す、いかなる故にか又五郎源太夫を斬殺す、數馬は花園に行て從者多是供して家内人少なる折節なり、長屋の家持門番の男などは源太夫が部屋に遠ければ聞付ざりけるに、遠山才兵衛は數馬が寄子の歩士たりしが、諸躰見物のため數馬が門外を過ぎける次に、用事あれば立より門内にさし入る時、奥の方より女禿童喧嘩よと二聲三聲呼りける處に、誰とも知らず門外に走り出る者あり、遠山是を喧嘩の相手と思ひ、追付き詞をかくれば、立歸てはひかへるを手もなく斬伏たり、是は又五郎が雇僕なり、所は内山下西の曲輪南中門の下也、遠山數馬が宅に歸りて見れば家内大に躁動す、遠山定て相手なるべし、我門外にて已に斬留たり刃を收めよといへば皆まづ續りぬ、さていかなる者ぞいかなる事ぞと尋るに、坐敷の椽より庭まで血あり、血に付て行て見るに木陰に切伏されて居たり、人多く走りよる足音に氣付て息をつけば、未だ源太夫は死せざるはとて其故を問ふに、相手は河合又五郎と云て頓て死しぬ、諸躰の半なれば數馬に告知する事も妨りて延引す、數馬之を聞て目付に言達する事も亦遲滞して夜も漸更けたり家老荒尾修理、眠

臣加藤主膳、目付宮脇平太左衛門三人、諸躍の場より河合半左衛門が宅に來て案内を通す。半左衛門常々用心して夜中に門を叩く者あれども速に開事を禁じて、事を半左衛門に達して後開かし、三人門外にイハ事いつよりも猶久し、やゝありて半左衛門袴を着て出迎へ、三人を坐敷に請入れ、修理に向て深夜何事とも知らず此宅を取圍まし候、御存なき事は有まじきに御知らせもなきは遺憾に候、只今御出の上は子細を承りて罪あらば腹切候はんと云ふ、修理御息又五郎今夜渡邊源太夫を打果され候、定て是に居らるべし出され候へと云る時、半左衛門御詞に由て安堵仕候、又五郎が事とは存じもよらず候、是にはさらに匿し置ず足に任て他邦に行たるに候べし、自分は忠雄卿の御厚恩を蒙りて命を繼たる者の事に候へば、御不審あるに於ては兎も角も仰付られよと云ふ、慥なる證據もなければ先づ半左衛門をとぢめ置き、かくて其年も暮に及で忠雄江戸に赴くと備前岡山を出船の時、家老に命じて來年正月又五郎出ざるに於ては、半左衛門に腹切せんとて首若狹に預けらる、江戸に於て又五郎久世三四郎阿部四郎五郎を深く頼み、此に就て腹切て半左衛門が禁籠を赦されん事を求む、忠雄子たる者己が罪を以て父の害に遭んずるを坐ながら見るべからず、かく有べき義なりとて切腹の場芝の屋敷と定め、宮脇平太左衛門等五人檢使を立てらる歩士足輕を引連て行向ふ、終日待てども又五郎は來ず、其故を尋れば又五郎強て出んと云へども、安藤治右衛門匿て出さず、是より先半左衛門が重信の家に

て人を斬て立退たるに、忠雄出さざりし報をすべき時なりと云へば、久世阿部も安藤に同意して此旨を忠雄に達す、忠雄出さずは出さぬにてこそ有るべけれ、又随つて我を欺く事はいかにと大に怒りて、半左衛門已に切腹に極めらる、是に於て久世阿部相共に荒尾修理に就て半左衛門を安藤に渡し下され候へ、さ候は、又五郎を我等三人がはからひにて即時に出させ候はんと申さるれば、修理此の由を忠雄に申す、忠雄書判の證を取て此の上はとて半左衛門を江戸に呼よせ、池田備中守長幸に預け置き、半左衛門を以て又五郎に取かへんと云ふ、されども又此時に至りて久世阿部事を果さずして日敷をへたり、忠雄彌々怒て身上を潰ても言上を遂て此鬱憤をはれずば止すと自ら誓へり、されば旗本は一遍に黨を結び、忠雄は一門の諸大名力を戮す、茲に因て皆暴亂の基を危む處に、忠雄抱瘡を病で卒去せり、終りに臨て其弟松平石見守照澄同右近太夫輝興に又五郎が首を斬て墓に祭れと遺言せらる、其讒言にも又五郎はいかゞしたると云て息絶たり、輝澄輝興猶此事を訴へんと企てらる、由聞へければ、尾張大納言義直卿紀伊大納言頼宣卿是天下の大事なりとて輝澄輝興を招て、かの一事忠雄遺言に由て言上あるべしと聞及候、寔に已む可からざるの義なり、理に於て又奈何とも謂ふべからず、言上あらば必定存分に仰付らるべし、されども公方の御爲に對して宜しからず候、私の忿を止て公の忠を存せられよかし、あはれ務て堪忍あらば公方も御喜悅斜ならず、尤大忠たるべしと言を盡して諫誨ありけ

れば、兩人思按して公方の御爲宜からずとの一言にをれてどかくを申がたし、此の上は恥辱を捨て命に従はんのみに候とぞ申されける、兩亞相腰之を稱してまづ無事になりぬ、長幸も死去せらるれば半左衛門は松平阿波守忠英に預られて阿波に下るとて箱根に於て俄に病で死す、又た竊に殺されたりとも云へり、今度の事兩亞相も時の執事も、安藤久世阿部三人の仕形不届なりの噂にて、自出仕も沮澁の體なりしが、公儀を憚りて百日の寺入す、之に依て又五郎は安藤が所を出て松平安藝守光展の騎將大久保民部が所に居れり、民部も死して後又江戸に赴んとす、數馬之を聞て亡弟の讐を狙撃んと思立けるを、又五郎が叔父河合甚左衛門は本多甲斐守政朝の家におりしが、數馬に撃るゝ又五郎にはあらざれども、飼犬に足踏ると云ふ世話あれば之を侮るも亦非なり、此邊に數馬が由縁あり、見よ返り撃して後患を去んと匈言を吐、暇を乞て出で又五郎に力を添ぬ、荒木又右衛門も亦同く政朝の家人なるが、數馬は妻の弟なり、縁者は親族と差別あるに由て始は強に數馬を見繼んども思はざりしを、甚左衛門が匈言を傳聞て數馬が由縁外になし我をさす也、悪き者の詞哉とて是も暇を乞て出にけり、又右衛門も數馬も若黨共に一人、主従四人なり、數馬が若黨老母あり、今度主従無事に歸らん事難し、生前の別なれば行て母に對面せよと云ければ、御意忝候、されども下々の淺増さは母かくと聞て涙を流し袂を控候は、心に弱氣つき候べし、さあらば却てこの時の妨げともなり候べしとて之を強れ

ども終に行かず、又五郎が妹婿櫻井半兵衛は十文字の上手也、是も又五郎を援て主従十三人あり、外に奈良の扇屋一人常に行路に先立て山谷林藪村里の疑しき所々を見てあやしき者なき時にあどに通ず、されば數馬は又五郎が行さきを探索するに、又五郎よく之を避く奈良にて同町に舍りたるを數馬之を聞けども旅亭に祈入ならば夜中いつ方に逃去んも知るべからず、天下に流布したる讒を夜中に撃て劫盜などの如くならんは本意にあらす、願は互に面を相見名のりて自盡に撃んと密に人をつけて聞かするに、明日は寅卯に立んと云ふ、さらば道に待んとて子丑に立ちたりければ、又五郎は夜半前に宿をどく出たるに由て數馬これをまてども來らず、時移りければ人に問いて後より追かくれども里程遙に隔りて其の日空く暮ぬ、明日是非共にと思けるを、又五郎問道より過て數馬又手を失へり、比は十月伊賀の上野の町はづれ、京口の酒肆に立よりて言には出されども心中には最後と思て主従四人盃を取かはず、是より前に川あり、又五郎等下に鎖を著て用心したりけれども川邊に到れば夜已に明けぬ夜中こそ氣づかはしけれ、今は別事あらじと折ふし灸を痛み、いざ鎖を脱んとて河合叔父惣鎖を脱ぎ、數馬又右衛門は酒肆に居ながら數馬が若黨に云合て、又五郎が至る時相圖の小歌を謠はしむ、辰の刻ばかりに小歌を謠ふ聲あり、酒肆より窺ひ見れば扇屋は三十間ほど先だちて町を横にめぐりて行過る、前は甚左衛門又五郎、後は半兵衛鎗半弓などを持せて馬を乘並べて來る、又右衛門まづ走り出ん

とするを、數馬御しづまり候へまた間遠に候、早まりて從卒中に隔らば妨なるべしとて袖を執へ、五六間ばかりに成たる時、こゝぞと云て出る、又右衛門いかに甚左衛門と詞をかけ抜打に右の股を斬落す、片足にて左の方へ飛下りけるが、仆れながら抜合んとする處を、馬の下をくぐりて胴を二つになしにけり、思ふ難なれば數馬と又五郎とは人ませもせず切結ぶ、又右衛門は二尺七寸の金道の刀鐵棒の如くなるを把さきを握り片手を以て之を振る、大の男の髯は目の下より頭には多つゝき繪にかける鐘馗の如くなるが、己等一々で斬にするぞと大聲を勵まして數馬に近付く者どもを追ひはらひたるあり様猛氣壯勵之に奮ふべきやうもなし、甚左衛門が若黨半弓に矢をつがふて又右衛門を射る、袖を貫て身に中らず、二の矢を射んとする處を、又右衛門飛かゝり横ざまに斬仆す、又右衛門が手に掛て當座に斬殺したる者、甚左衛門共に二人手を負せたる者三四人、又右衛門が刀鐔本二尺ばかりより折たる所に、半兵衛十文字を以て進じ、又右衛門は折たる刀を右に提左の手を揚て相向ふ、既に危かりしを數馬が若黨深手を負て絶入たるがまゐると云ふ聲にや驚きけん、ふと起あがり持たる刀にて櫻井が右の腕を打おとして若黨は其のまゝそこに仆れ死す、櫻井が者ども是まで候とて肩にかけて引取ければ、其の外甚左衛門又五郎が從卒皆四方に分散す、又右衛門が若黨もさられて死し、數馬又五郎又右衛門三人のみ残り、又右衛門聲をかけて數馬よくせよ、其の方息のかゝらん間は助太刀は打ぬぞ、一人

の力にて思ふ難を討すませと、いひく力を添へにけり、數馬又五郎共に疲れていざ暫し休て勝負を決せん、尤とて石に腰かけて息を繼ぐ、其後立向て又切結ぶ、又右衛門傍より數馬上太刀に成たるぞと大に呼で勇め立れば、數馬競に乗て遂に又五郎を斬伏せ、押付てとゞめを刺す、數馬もうす手二个所負ぬ、始の酒肆に入て戸を閉たる處に、上野の士一騎がけに駈付る、又右衛門戸を少開て其首尾を言ふに、顔色平生の如し、此由を忠雄の嗣松平相模守光仲に達し、二士の迎として騎士廿人足輕百人伏見に到れば、藤堂大學頭高次も亦騎士廿人足輕百人にて伏見まで送られたり、横川治太夫は光仲の足輕頭なれば此事を裁判す、二士は先づ曉竊に舟にのせて横川どもに下る、日出る比川船を飾り陸には鐵炮に火繩を挟み、行人を拂ひて嚴重なり、恙なく因幡の鳥取に着て、光仲二士に祿千石を與へ、其宅地を稠く守て外に出る事を許さず、後皆病で死す。

近代正統
武將感狀記卷之十終

明明明明明
治治治治治
四四四三三
十十十十十
二一十六四
年年年年年
九九八七四
月 月 月 月
二 廿十
十 一八
日 日 日 日
五 四 三 再發印
版 版 版 版
發 發 發 發
行 行 行 行 刷



(工場製本)

製複許不

編輯者兼
發行

東京市日本橋區本町三丁目八番地

大橋新太郎

印刷者

東京市小石川區久堅町百〇八番地

山田英二

印刷所

東京市小石川區久堅町百〇八番地

博文館印刷所

發兌元

東京市日本橋區
本町三丁目

博文館

帝國文庫

全部五十冊 洋裝中判脊皮金文字入美本
紙數壹冊約一千頁以上

正 價
●壹冊金六拾錢
●拾冊以上五五分引
●卅冊以上壹割貳分引
●五冊以上三分引
●廿冊以上八分引
●小包料壹冊金拾貳錢

- 第壹編 眞書 太閤記 卷壹 編輯局訂校
 - 第貳編 眞書 太閤記 卷貳 編輯局訂校
 - 第參編 眞書 太閤記 卷參 編輯局訂校
 - 第肆編 眞書 太閤記 卷肆 編輯局訂校
 - 第五編 源平盛衰記 卷四 編輯局訂校
 - 第六編 南總里見八犬傳 卷上 編輯局訂校
 - 第七編 南總里見八犬傳 卷中 編輯局訂校
 - 第八編 南總里見八犬傳 卷下 編輯局訂校
 - 第九編 東海道中膝栗毛 卷下 編輯局訂校
- 〔目次〕
▲東海道中膝栗毛 ▲宮島參詣續膝栗毛 ▲木曾
▲從木曾路善光寺道續膝栗毛 ▲善光寺
▲上州草津溫泉道中續膝栗毛 ▲奧羽一
▲滑檣江ノ島家土產外一項

第拾編 梅曆春告鳥 卷上 編輯局訂校

第拾壹編 通俗三國志 卷上 編輯局訂校

第拾貳編 通俗三國志 卷下 編輯局訂校

第拾參編 馬傑作集 編輯局訂校

▲浮世風呂 ▲狂言綺語 ▲早替胸機
▲古今百馬鹿 ▲醉人狂言切實 ▲潮來婦女志
▲展已婦音 ▲祟人狂言切實 ▲大千世界樂屋探
▲船頭部屋 ▲浮世狂言切實 ▲床形切實 ▲送麻珍神衣
▲人心視機關 ▲四十八癖 ▲傾城買歌客物語
▲船頭深話

第拾肆編 柳澤越後黑騷動實記 編輯局訂校

▲譚國女太平記 ▲寬永箱崎文庫 ▲伊達顯秘錄
▲越後記大全 ▲金澤實記

第拾伍編 京傳傑作集 編輯局訂校

▲昔話粉妻表紙 ▲優伶華物語 ▲通音總確
▲本朝雜書提 ▲手段詰物姐妓結飾 ▲夜半の茶漬
▲雙蝶水滸傳 ▲仕掛文庫 ▲志羅川夜船

第拾陸編 種彥傑作集 編輯局訂校

▲淺間嶽面影草紙 ▲逢州執著譚 ▲正本
▲獨手摺昔木偶 ▲天竺心遇 ▲阿波の鳴門
▲勢田橋龍女の本池

第拾七編 星月夜鎌倉顯晦錄 編輯局訂校

▲北條九代記 編輯局訂校

第拾八編 通俗十二朝軍談 博文館校訂

第拾九編 越軍記 博文館校訂

第貳拾編 通俗吳越軍談 博文館校訂

第廿壹編 通俗漢楚軍談 博文館校訂

第廿貳編 通俗尉尉秘鑑 博文館校訂

第廿參編 通俗風來山人傑作集 博文館校訂

第廿肆編 通俗西鶴全集 博文館校訂

第廿伍編 通俗滑稽名作集 博文館校訂

第廿陸編 通俗滑稽名作集 博文館校訂

第廿柒編 通俗滑稽名作集 博文館校訂

第廿捌編 通俗滑稽名作集 博文館校訂

第廿玖編 通俗滑稽名作集 博文館校訂

第卅編 通俗滑稽名作集 博文館校訂

第拾參編 珍本全集 博文館校訂

第拾肆編 珍本全集 博文館校訂

第拾伍編 珍本全集 博文館校訂

第拾陸編 珍本全集 博文館校訂

第拾柒編 珍本全集 博文館校訂

第拾捌編 珍本全集 博文館校訂

第拾玖編 珍本全集 博文館校訂

第卅編 珍本全集 博文館校訂

第卅壹編 珍本全集 博文館校訂

第卅貳編 珍本全集 博文館校訂

第卅參編 珍本全集 博文館校訂

第卅肆編 珍本全集 博文館校訂

第卅伍編 珍本全集 博文館校訂

第卅陸編 珍本全集 博文館校訂

第卅柒編 珍本全集 博文館校訂

第卅捌編 珍本全集 博文館校訂

第卅玖編 珍本全集 博文館校訂

第卅拾編 珍本全集 博文館校訂

第貳拾編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第廿壹編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第廿貳編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第廿參編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第廿肆編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第廿伍編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第廿陸編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第廿柒編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第廿捌編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第廿玖編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第卅編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第卅壹編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第卅貳編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第卅參編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第卅肆編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第卅伍編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第卅陸編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第卅柒編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第卅捌編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第卅玖編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第卅拾編 其積自笑傑作集 博文館校訂

第拾參編 赤穂復讐全集 博文館校訂

第拾肆編 赤穂復讐全集 博文館校訂

第拾伍編 赤穂復讐全集 博文館校訂

第拾陸編 赤穂復讐全集 博文館校訂

第拾柒編 赤穂復讐全集 博文館校訂

第拾捌編 赤穂復讐全集 博文館校訂

第拾玖編 赤穂復讐全集 博文館校訂

第卅編 赤穂復讐全集 博文館校訂

第卅壹編 赤穂復讐全集 博文館校訂

第卅貳編 赤穂復讐全集 博文館校訂

第卅參編 赤穂復讐全集 博文館校訂

第卅肆編 赤穂復讐全集 博文館校訂

第卅伍編 赤穂復讐全集 博文館校訂

第卅陸編 赤穂復讐全集 博文館校訂

第卅柒編 赤穂復讐全集 博文館校訂

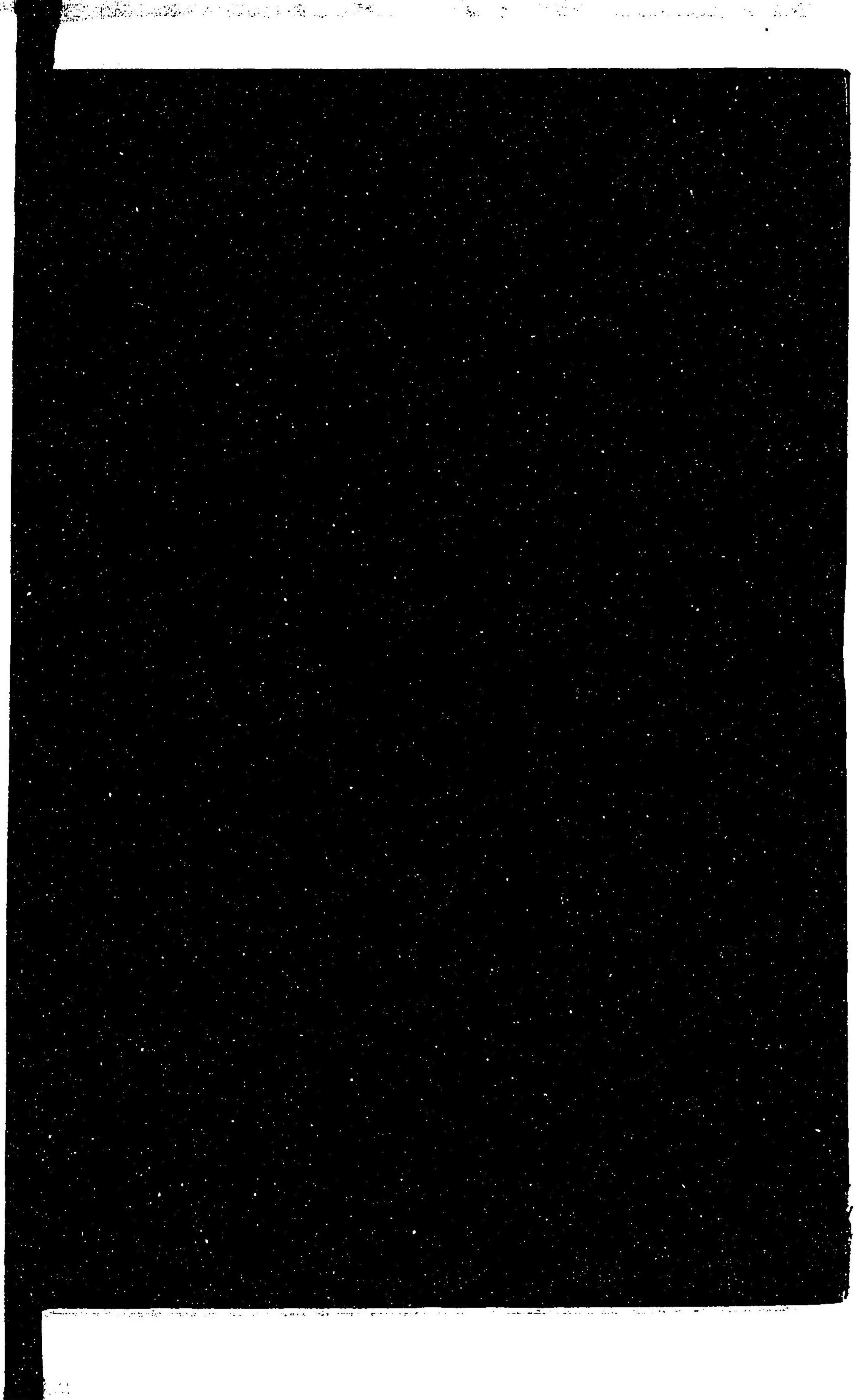
第卅捌編 赤穂復讐全集 博文館校訂

第卅玖編 赤穂復讐全集 博文館校訂

第卅拾編 赤穂復讐全集 博文館校訂

人情本傑作集 博文館校訂

忠臣藏淨瑠璃集 博文館校訂



(M)

004552-000-4

914.5-Y975zE(5)

常山紀談

江見 水蔭/校

M42

ACE-1148

